

厚岸町規則第50号

厚岸町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

厚岸町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則（平成29年厚岸町規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表の介護予防訪問相当サービスの表中

対象：事業対象者、要支援1・2 1月につき1,168単位	アからカまでについて 1 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70/100	アからカまでについて 1 特別地域介護予防訪問介護加算 +15/100 2 中山間地域等における小規模事業所加算 +10/100
対象：事業対象者、要支援1・2 1月につき2,335単位	2 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一の建物（同一の建物の取扱いは訪問介護と同様）の利用者20人以上にサービスを提供する場合 ×90/100	3 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 +5/100
対象：事業対象者、要支援2 1月につき3,704単位		
対象：事業対象者、要支援1・2 1回につき266単位		
対象：事業対象者、要支援1・2 1回につき270単位		

を

対象：事業対象者、要支援2 1回につき285単位		
-----------------------------	--	--

対象：事業対象者、要支援1・2 1月につき1,172単位	アからカまでについて 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一の建物（同一の建物の取扱いは訪問介護と同様）の利用者20人以上にサービスを提供する場合 $\times 90/100$	アからカまでについて 1 特別地域加算 $+15/100$ 2 中山間地域等における小規模事業所加算 $+10/100$ 3 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 $+5/100$
対象：事業対象者、要支援1・2 1月につき2,342単位		
対象：事業対象者、要支援2 1月につき3,715単位		
対象：事業対象者、要支援1・2 1回につき267単位		
対象：事業対象者、要支援1・2 1回につき271単位		
対象：事業対象者、要支援2 1回につき286単位		

に、

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき $+ 所定単位 \times 137/1000$	所定単位はアからクまでにより算定した単位数の合計
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき $+ 所定単位 \times 100/1000$	
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	1月につき $+ 所定単位 \times 55/1000$	
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	1月につき $+ (Ⅲ) \times 90/100$	
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	1月につき $+ (Ⅲ) \times 80/100$	

を

「

ケ	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき + 所定単位×137/1000	所定単位はアからクまでにより算定した単位数の合計
	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき + 所定単位×100/1000	
	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	1月につき + 所定単位×55/1000	
	介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	1月につき +（Ⅲ）×90/100	
	介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	1月につき +（Ⅲ）×80/100	
コ	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき + 所定単位×63/1000	
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき + 所定単位×42/1000	

」

に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度管理の対象外の算定項目である。
- 2 コについて、所定単位はアからクまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。

別表の介護予防通所相当サービスの表中

「

(1) 対象：事業対象者、 要支援1 1月につき1,647単位
(2) 対象：事業対象者、 要支援2 1月につき3,377単位
(3) 対象：事業対象者、 要支援1 378単位/回

を

「

(1) 対象：事業対象者、 要支援1 1月につき1,655単位
(2) 対象：事業対象者 要支援2 1月につき3,393単位
(3) 対象：事業対象者 要支援1 380単位/回

に、

※1月の中で全部で4回 までのサービスを行っ た場合
(4) 対象：事業対象者、 要支援2 389単位/回 ※1月の中で全部で8回 までのサービスを行っ た場合

※1月の中で全部で4回 までのサービスを行っ た場合
(4) 対象：事業対象者 要支援2 391単位/回 ※1月の中で全部で8回 までのサービスを行っ た場合

サ	介護職員処遇改善加 算（Ⅰ）	1月につき +所定単位×59/1000	所定単位はアからコまでにより 算定した単位数の合計
	介護職員処遇改善加 算（Ⅱ）	1月につき +所定単位×43/1000	
	介護職員処遇改善加 算（Ⅲ）	1月につき +所定単位×23/1000	
	介護職員処遇改善加 算（Ⅳ）	1月につき +（Ⅲ）×90/100	
	介護職員処遇改善加 算（Ⅴ）	1月につき +（Ⅲ）×80/100	

を

サ	介護職員処遇改善加 算（Ⅰ）	1月につき +所定単位×59/1000	所定単位はアからコまでにより 算定した単位数の合計
	介護職員処遇改善加 算（Ⅱ）	1月につき +所定単位×43/1000	
	介護職員処遇改善加 算（Ⅲ）	1月につき +所定単位×23/1000	
	介護職員処遇改善加 算（Ⅳ）	1月につき +（Ⅲ）×90/100	
	介護職員処遇改善加 算（Ⅴ）	1月につき +（Ⅲ）×80/100	
シ	(1) 介護職員等特 定処遇改善加算 （Ⅰ）	1月につき +所定単位×12/1000	
	(2) 介護職員等特 定処遇改善加算 （Ⅱ）	1月につき +所定単位×10/1000	

に改め、同表備考を次のように改める。

## 備考

- 1 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。
- 2 アについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下とおり減算する。  
ア (1) 及び (3) 376単位  
ア (2) 及び (4) 752単位
- 3 シについて、所定単位はアからコまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) から (Ⅲ) までのいずれかを算定していることを要件とする。

別表の第1号介護予防支援事業の表中 「 1月につき430単位 」 を

「 1月につき431単位 」 に改める。

別記様式第8号備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前日に利用したサービス単価の取扱いについては、なお従前の例による。